

新旧対照表

○保健師助産師看護師法施行細則

新	旧
<p>(提出書類の経由)</p> <p>第15条 法、政令及び省令の規定により知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類（法第8条に規定する准看護師試験並びに法第19条第2号に規定する保健師養成所、法第20条第2号に規定する助産師養成所、法第21条第2号に規定する看護師養成所及び法第22条第2号に規定する准看護師養成所に係るものを除く。）は、住所地を管轄する保健福祉事務所長を経由して提出しなければならない。<u>ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第33条の規定による届出を行う場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(提出書類の経由)</p> <p>第15条 法、政令及び省令の規定により知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類（法第8条に規定する准看護師試験並びに法第19条第2号に規定する保健師養成所、法第20条第2号に規定する助産師養成所、法第21条第2号に規定する看護師養成所及び法第22条第2号に規定する准看護師養成所に係るものを除く。）は、住所地を管轄する保健福祉事務所長を経由して提出しなければならない。</p>